

一般社団法人パーソナルサービス支援機構 定款

平成30年10月 1日 作 成
令和 5年12月11日 変 更



定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人パーソナルサービス支援機構と称する。

(目 的)

第2条 目的

当法人は、「だれもが活躍できる」を合言葉に多様化する生き方や働き方を応援し、社会的自立に向けて支援を必要とする方々のニーズに対応すべく、就労・福祉・教育・地域活動等の振興に関する支援事業を創造し、社会福祉・地域づくりの推進に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 就労支援事業
- (2) 日常生活自立支援事業
- (3) 学習支援事業
- (4) 不登校・引きこもり支援事業
- (5) 就労定着支援事業
- (6) 職業能力開発・雇用機会拡充事業
- (7) 生活困窮者自立支援事業
- (8) 子ども・若者支援事業
- (9) まちづくり推進事業
- (10) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿屋市に置く。



(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 死亡



3 総社員の同意

4 除名

② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章　社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故があるときは、副理事長又は他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。



(社員総会の決議の省略)

第14条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総會議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

② 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令4条）で定める特別の関係がある者（当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、当該理事の使用人等）を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであることとする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外



の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第19条 当法人の監事の員数は、1名とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第20条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第21条 当法人に理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 当法人に必要があるときは、理事会の理事の過半数をもって副理事長1人を選定することができる。
- ③ 理事長は、法人法上の代表理事とする。
- ④ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ⑤ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)



第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招 集)

第24条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第25条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第27条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第28条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会議事録)



第29条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第31条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第32条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 この法人は、剰余金を分配することができない

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。



(解散)

第35条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上

